

南部町への 移住・就職で 最大 **100万円** を支給します!



移住支援金制度のご案内(南部町出身者も対象)

(移住元の要件)

東京圏から山梨県南部町内に移住
(移住先に5年以上居住する方に限る)

令和3年3月31日までに移住した方
次のア、イのいずれにも該当する方

ア 東京23区に在住 又は 東京圏(埼玉、千葉、東京都、神奈川)のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区へ通勤していたこと
イ アの期間が、移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上であること。

令和3年4月1日以降に移住した方
上記と同じ

※ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。

(移住後の要件)

①から④のいずれかの要件を満たすこと
(③、④はR3.4.1以降に移住した方)

①県マッチングサイトの掲載求人に就職

「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就職した場合。 マッチングサイトはこちら⇒



②やまなし地域課題解決型起業支援金の採択

やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

③移住元の仕事をテレワークで継続

企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワークにより業務で実施する場合。

④プロフェッショナル人材制度等を活用した就職

内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。
(対象については就業先の企業にご確認をお願いします。)

就業から3か月以後かつ移住から1年以内に移住先市町村に申請

単身
60万円

移住先市町村から移住支援金を交付

世帯
100万円

※ 南部町独自の要件として、申請日において60歳未満であることが追加されます。
必ず転入を予定している市町村の移住担当窓口にご相談ください。

移住支援金制度実施市町村(令和3年度実施)

昭和町を除く山梨県内の市町村

市町村の連絡先をはじめ山梨県の移住情報は

やまなし **移住・定住** 総合ポータルサイト



山梨県は東京都内と山梨県内に移住・UIターン相談窓口を開設しています。

やまなし暮らし支援センター(有楽町東京交通会館8F ふるさと回帰支援センター) TEL03-6273-4306
ふるさと山梨定住機構(甲府市飯田 JA会館5F) TEL055-244-7980

問い合わせ: 南部町役場企画課 TEL 0556-66-3402